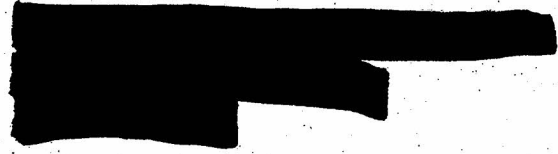


裁 決 書²⁰

審査請求人



上記審査請求人から平成23年9月26日に審査庁が受理した行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「審査法」という。）に基づく審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

本件審査請求の適法性について審査した結果、審査法第15条に基づく審査請求書の記載事項について、請求人の年齢、審査請求に係る処分、審査請求に係る処分があったことを知った年月日、処分庁の教示の有無及びその内容、並びに審査請求の年月日の記載がないこと、さらには審査請求人の押印がなく不適法であることから、審査法第21条の規定に基づき、平成23年9月29日付け生援第467号により、同年10月6日までに審査請求書を補正するよう審査請求人に通知した。

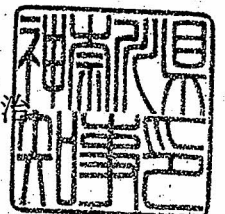
しかしながら、当該通知に対して、審査請求人が審査請求書の補正に応じなかったため、本件審査請求は不適法なものと認められる。

よって、本件審査請求は審査法第40条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年1月12日

神奈川県知事

黒岩 祐治



裁 決 書

審査請求人

処分庁

平塚市福祉事務所長

審査請求に係る処分

平成23年8月31日付け生活保護廃止
決定処分

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成23年8月31日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る平塚市福祉事務所長が行った生活保護廃止決定処分については、これを取り消す。

理 由

1 事 実

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書、並びに平塚市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成21年12月18日、請求人は処分庁に対し、生活保護の開始申請を行い、同日付けで法に基づく保護が開始されたこと。
- (2) 平成22年10月14日、請求人がアルコールを摂取して平塚市役所秘書課で騒ぎを起こしたことから、同日、処分庁は請求人に対して、アルコールを摂取し来所しないこと、虚偽の報告をしないことについて、法第27条に基づき口頭指導を行ったこと。
- (3) 同年11月26日、処分庁は [REDACTED] 警察署から、 [REDACTED] への [REDACTED] 及び [REDACTED] のため、請求人が現在拘留されている旨連絡を受けたこと。

- (4) 同年12月6日、処分庁は請求人から、(3)の事実について同年11月23日から同年12月3日まで[REDACTED]警察署に勾留されていた旨報告を受けたこと。
- (5) 同日、処分庁は、(4)の事実により、同年11月23日から同年12月2日まで生活保護を停止したこと。
- (6) 平成23年1月4日、処分庁は[REDACTED]警察署[REDACTED]駐在所から、請求人が同年1月2日及び3日に飲酒し、近所から通報があった旨連絡を受けたこと。
- (7) 同年1月7日、処分庁は、請求人の今後の処遇について査察指導員協議を行い、法第27条による文書指示を行う旨決定したこと。
- (8) 同年1月13日、処分庁は請求人に対し、同日付けで次のとおり法第27条の規定による文書指示を行い、これを通知したこと。
- ①近隣に迷惑をかけないこと。
 - ②アルコールの摂取をひかえること。
 - ③生活保護受給中に生活状況に変動がある場合には必ず申告すること。
 - ④現在の生活実態を1月28日までに報告すること。
- (9) 同年1月21日、処分庁は請求人から、文書指示後はアルコールの摂取をしておらず、近隣にも迷惑をかけていない旨報告を受けたこと。
- (10) 同年3月4日、処分庁は請求人に対し、アルコールの摂取及び近隣とのトラブルがない旨確認したこと。また、文書により指導指示しているため、従わない場合は生活保護が停止又は廃止になる旨説明したこと。
- (11) 同年5月2日、処分庁は請求人に対し、アルコールの摂取及び近隣とのトラブルがない旨確認したこと。また、文書により指導指示しているため、従わない場合は生活保護が停止又は廃止になる旨説明したこと。
- (12) 同年6月3日、処分庁は請求人に対し、アルコールの摂取及び近隣とのトラブルがない旨確認したこと。また、文書により指導指示しているため、従わない場合は生活保護が停止又は廃止になる旨説明したこと。
- (13) 同年7月5日、処分庁は請求人に対し、アルコールの摂取及び近隣とのトラブルがない旨確認したこと。また、文書により指導指示しているため、従わない場合は生活保護が停止又は廃止になる旨説明したこと。
- (14) 同年8月5日、処分庁は請求人に対し、アルコールの摂取及び近隣とのトラブルがない旨確認したこと。また、文書により指導指示しているため、従わない場合は生活保護が停止又は廃止になる旨説明したこと。
- (15) 同年8月19日、処分庁は[REDACTED]病院から、請求人が夜間救急搬送

されることが頻繁にあり、医師に暴言を吐く等の迷惑行為があった。また、アルコールの摂取による酩酊状態も見られた旨連絡を受けたこと。

(16) 同年8月22日、処分庁は[REDACTED]病院に対し、(15)の事実について詳細を確認したこと。

同日、処分庁は、請求人の今後の処遇について査察指導員協議を行い、文書指示をしていたにもかかわらず迷惑行為やアルコールの多量摂取があり指導指示違反となるため、弁明の機会を付与し、今後の処遇を検討するとの結論に至ったこと。

(17) 同年8月23日、処分庁は請求人に対し、同日付け23平福第1150号により法第62条第4項に基づく弁明の機会の付与について通知したこと。

(18) 同年8月30日、処分庁は請求人から、文書指示をされたことがない旨申し立てを受けたため、弁明の機会は明日9時に設けており、正当な理由がなく来所しない場合には処分を行う旨説明したこと。その際、請求人が飲酒していることを確認したこと。

(19) 同年8月31日、請求人は、(17)の事実による弁明の機会に出席しなかったこと。

(20) 同日、処分庁は、(19)の事実を受け査察指導員協議を行い、来所しなかったことに正当な理由があるとは言えないとして、同年9月1日付け生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったこと。

2 請求人の主張

請求人の主張は概ね次のとおりと解される。

アルコールを摂取したのは正月のお神酒のみである。文書指示以降処分に至るまでの間にアルコールを摂取したという事実はなく、処分は不当である。したがって、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

3 処分庁の主張

処分庁の主張は概ね次のとおりと解される。

処分庁は、請求人が平塚市役所秘書課で騒いだこと、アルコールを摂取していたにもかかわらず、摂取していない等の虚偽の報告をしたことにより、最初に口頭指導を行い、その後も近所の寺に[REDACTED]し[REDACTED]をしたこと、アルコールを摂取し近隣とのトラブルが続いたことから、法第27条に基づ

き文書指導を行った。請求人に指導する際は、査察指導員同席の上、法第27条第1項の主旨を説明し納得を得ている。請求人の「文書指導されたことがない。」との主張は事実ではない。

また、請求人が来所した際にアルコールの摂取の有無、迷惑行為がないかをその都度確認し、文書指示に従わない場合は生活保護が停止又は廃止になる旨説明し、了承も得ていた。被保護者は、保護の実施機関が法第27条の規定により指導指示をしたときは、これに従わなければならないと規定されており、請求人の[REDACTED]病院でのたび重なる迷惑行為は指導指示違反と判断せざるを得ない。

請求人には弁明の機会を付与しており、弁明を行う日時等も承知している。にもかかわらず、通知した日時に来所しなかったことに正当な理由があるとは言えない。

したがって、本件処分は、最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められる者に対して行う法第27条の規定に基づく指導指示に、請求人が従わなかったことにより行ったものであり、法の主旨を逸脱するものではない。

よって、本件審査請求に対し棄却の裁決を求める。

4 判 断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

法による保護は、生活上の義務について、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。」（法第60条）と定めている。

また、保護の実施機関は、「被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ」（法第27条第1項）、被保護者は、保護の実施機関が法第27条の規定により、「被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」（法第62条第1項）とされている。さらに、保護の実施機関は、被保護者が法第27条の規定による「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができ」（法第62条第3項）、この場合には、「当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」（法第62条第4項）

と規定されている。

法第27条による指導指示を行う場合については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。）第11-2-(1)-シにおいて、「最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。」とされ、被保護者が書面による指導指示に従わない場合は、局長通知第11-2-(4)において「必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」とされている。また、法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11の1において、保護の変更によることが適当でない場合は「保護を停止すること」とし、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、「さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。」とされている。ただし、「(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。(3) 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」のいずれかに該当する場合は、改善の見込みが乏しいため、上記の手続を踏まえずに、「保護を廃止すること。」とされている。

さらに、文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。）II-2において、「ケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。」とされている。

すなわち、法第62条第3項に基づく保護の廃止は、最も重大な処分であることから、保護の停止や変更に止まらず保護の廃止をするには、被保護者の要保護性の程度、違反行為に至る経緯や違反行為の内容、保護の停止によ

っては、被保護者を当該指導指示に従わせることが著しく困難であるか等を総合的に考慮し、慎重に検討されなければならないとされている。

これを本件処分についてみると、処分庁が請求人に対し、平成23年1月13日付けで行った法第27条に基づく文書による指導指示は、アルコールの摂取による近隣とのトラブルや警察沙汰のトラブルが続き、ケースワーカーの指導にも従わないことから、法第27条に基づく口頭指導を踏まえ、法第60条に規定されている生活上の義務の履行を求めたものと認められ、指示内容において違法不当な点はない。

次に本件処分の相当性については、処分庁は、上記による指導指示に請求人が従わなかったとして本件処分を行ったものであるが、審査庁が認定した事実を踏まえると、課長通知第11の1において、改善の見込みが乏しいとして保護を廃止する際の基準とされる「(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。」又は「(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。」に該当するとは認められない。

また、処分庁は、平成23年1月13日付けで文書による指導指示を行って以降、同年8月19日に[]病院から請求人の迷惑行為について苦情を受けるまでほぼ毎月、請求人がアルコールの摂取をしておらず近隣にも迷惑をかけていない旨確認しており、この間請求人は、処分庁の指導指示に従っていたと認められる。指示を守らず迷惑行為を行った請求人に問題があったことは否定できないが、再びアルコールの摂取による迷惑行為があったこと、弁明の機会に出席しなかったことをもってしても、「(3) 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難」であったとは認められない。

したがって、本件処分は、保護の停止等のより軽い処分をとらず、直ちに最も重い保護廃止処分が行われていることから、処分の相当性を欠いていると認められ、不当であると言わざるを得ない。

次に、本件処分に至る手続きについては、文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、「ケース診断会議に諮る等組織的

に十分検討」するよう求められているところ、本件処分においては、課長通知第11の1に基づき、保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかについて検討が行われておらず、手続き上の瑕疵もあり不適切である。

また、行政手続法（平成5年法律第88号）では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」（同法第14条第1項）とされ、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」

（同条第3項）と規定されている。この場合、処分理由は、どのような事実に基づき、どのような法的理由により当該処分が行われたのか、処分の名あて人において十分認識し得る程度に示すことが必要と解されている。しかしながら、本件処分における保護廃止決定通知書の理由欄には「所の指導指示に従わないため」と記載されているのみであり、廃止決定の理由が十分認識し得る程度に付記されているとは認められない。よって、行政手続きにおいて瑕疵があると認められる。

以上により、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年2月10日

神奈川県知事

黒岩 祐治

